

平成30年度第8回御船町議会定例会（11月会議） 議事日程

平成30年11月8日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

3番 岩永 宏介 君

10番 田中 隆敏 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 議案第62号 御船町長等の給料の特例に関する条例の制定について

第4 議案第63号 財産の取得について

第5 議案第64号 工事請負変更契約の締結について

第6 議案第65号 町道の路線認定について

第7 陳情第4号 水越粒麦地区水道衛生環境改善に向けての陳情について

第8 陳情第5号 水越馬立赤松地区水道衛生環境改善に向けての陳情について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 清水 聖 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯雄 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君

9番 塚本 勝紀 君 10番 田中 隆敏 君

11番 沖 徹信 君 12番 井本 昭光 君

13番 岩田 重成 君 14番 田端 幸治 君

3 欠席議員

なし

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（15人）

町 長	藤木 正幸 君	総務課長	吉本 敏治 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税務課長	上村 欣也 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	こども未来課長	田中 智徳 君
福祉課長	西橋 静香 君	健康づくり支援課長	本田 太志 君
農業振興課長	藤野 浩之 君	商工観光課長	作田 豊明 君
建設課長	野口 壮一 君	学校教育課長	坂本 朋子 君
社会教育課長	宮川 一幸 君	環境保全課長	緒方 良成 君
会計管理者	福田 敏江 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分開会

○議長（田端幸治君） ただ今から、平成30年度第8回御船町議会定例会11月会議を再開します。

本田副町長より体調不良のため欠席の申し出がっております。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、岩永宏介君、10番、田中隆敏君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

諸般の報告を行います。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を10月31日に開催し、各種案件、定例会11月会議の進行等について協

議を行いました。第8回御船町議会定例会11月会議の議事日程は、11月8日の1日間と決定しました。議会全員協議会を11月5日に開催し、それぞれの議案について協議を行いました。

次に、今回受理しました陳情第6号、国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書について、陳情第7号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改正を求める陳情書について、陳情第8号、介護労働者の労働環境及び処遇の改善のために、国に対し意見書の提出を求める陳情について、陳情第9号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情について、及び陳情第10号、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情については机上配布としました。

次に、九州中央自動車道建設促進期成会について報告をします。10月22日に東京都において、熊本県、熊本県議会、熊本県議会九州横断道路建設促進議員連盟及び九州中央自動車道建設促進期成会の主催により、促進大会が開催されました。大会では、九州中央自動車道の早期整備に向けての矢部蘇陽間の計画団体評価の早期着手、蘇陽県境間の早期事業化、山都中島西矢部間の早期完成及び九州中央自動車道の平成31年度予算の増額など、国に求める5項目の要望が決議されました。大会終了後、国土交通省に対して要望活動を行いました。

次に、視察受け入れについて報告します。11月7日に兵庫県丹波市議会の研修を受け入れ、恐竜を生かしたまちづくりについての意見交換を行いました。

次に、一部事務組合議会関係について報告をします。上益城広域連合例月現金出納検査、上益城広域連合議会議員研修、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会及び上益城消防組合議会議員研修がそれぞれ開催をされました。

その他の内容につきましては、自席に配布した資料のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査9月分の結果報告は、配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

10月15日に宮城県七ヶ浜町と災害時相互応援に関する協定を締結しました。締結式に

は寺沢薫町長が来町され、それぞれ署名する方法で協定の締結を行いました。この協定は、熊本地震発災後の七ヶ浜町からの御船町への職員派遣による支援活動を通じて育まれた絆により実現したものです。両町が保有する資機材、備蓄物資の提供をはじめ、救援活動や人的支援などについて、相互に応援する体制を構築し、災害対応力の強化を図るものです。この協定締結により、愛知県瀬戸市と宮城県七ヶ浜町と本町の三者のトライアングル協定を締結したことになり、さらなる災害対応力の強化に期待しています。

次に、企画財政課について報告します。

国土交通省熊本河川国道事務所が上野地区に整備を進めているインターチェンジの名称が10月11日付けで「上野吉無田インターチェンジ」に決定しました。10月23日には九州中央自動車道建設促進協議会で国土交通省や財務省、自由民主党本部を訪問し、早期整備に向けての予算の確保や維持管理などの配慮について提言活動を行いました。

また、九州中央自動車道小池高山インターチェンジから山都中島西インターチェンジ間の延長10.8キロメートルが12月16日の午後3時に開通することが決定しました。これに伴い、同日の午前10時から御船小学校体育館において開通式典が開催されるほか、小池高山インターチェンジでテープカット等のセレモニーが執り行われます。

次に、建設型仮設住宅及びみなし仮設住宅の許容期間について報告します。やむを得ない理由により許容期間までに退居できない入居者に対し、4年目の延長が認められることとなりました。現在は福祉課と連携し、専用の窓口を設けて、入居者の世帯ごとに面談を行い、再建策についての聞き取り等を行っているところです。

次に、税務課について報告します。

今回で13回目を迎えました熊本県南合同公売会が10月20日に御船町スポーツセンターで開催されました。御船町が事務局を務め、11団体の参会のもと盛況に終えることができました。当日は約200名の来場者があり、落札率77.2%、総額61万1,950円でした。また、10月27日には、九州市町村合同公売会が宮崎県高鍋町で開催され、御船町を含む18団体の参加がありました。御船町の出品に対しては、100%の落札でした。

次に、福祉課について報告します。

第7期御船町介護保険事業計画に基づき、平成31年度に小規模多機能居宅介護施設の整備を計画しています。本日、11月8日に第8回御船町介護施設事業者選定委員会を開催し、今年度中に運営する事業者を決定する予定です。

次に、こども未来課について報告します。

10月21日に御船町カルチャーセンターを主会場として、第55回上益城郡保育研究大会が開催されました。本大会は、上益城郡内保育関係者の研修及び親睦並びに連携を図ることを目的として開催されており、郡内各町から215人の参加がありました。午前中に、平成音楽大学こども学科から講師を招いて講演会を実施しました。午後からは、親睦会として御船小学校体育館においてビーチボール大会を開催し、賑やかなムードの中、参加者同士の親睦を深めていました。

次に、健康づくり支援課について報告します。

10月10日小坂校区で、10月28日滝尾校区で、11月1日御船校区で健康づくり地区推進員による健康教育を開催しました。食生活の見直しや適度な運動によるエネルギー消費と筋肉の維持で、健康寿命を伸ばすことの大切さについて講話があり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

続いて、10月18日に御船町食生活改善推進員養成者4人に修了書を授与しました。修了生4名は食生活改善推進員の役割や心構え、また食品衛生の正しい知識などの講習を得て調理実習を行い、計26時間の養成期間を終えました。今後、各教室や校区に出向いて住民の方の健康増進に寄与されるものと期待しています。

次に、農業振興課について報告します。

平成30年7月3日の落雷及び7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨より被災した農地及び農業用施設について、10月24日と25日に災害査定が行われました。査定の結果、農地2件、農業用施設2件について1,208万2,000円の事業費が決定しました。

次に、商工観光課について報告します。

10月22日から平成31年1月31日まで、阿蘇地域を中心に御船町、山都町、高森町、南阿蘇村、西原村の5町村をめぐる「九州のおへそロード」キャンペーンの一環として、レシートラリーが開催されます。このチャンスを生かし、吉無田高原から時代を残す里地・里山づくりに取り組んでいきたいと思えます。

次に、建設課について報告します。

中原団地災害復旧に係る長期避難指示解除について報告します。避難指示要因でありました大規模盛土滑動崩落防止事業の工事竣工が見込まれるところになり、11月27日に長期避難指示解除を予定し手続きを進めています。このことを踏まえ、10月18日に中原団地

住民説明会を行いました。44世帯の参加のもと、災害復旧工事進捗状況や応急仮設住宅の供与期限、生活再建支援制度について説明をしました。

次に、上高野地区民間買取型災害公営住宅建設に係る事業者募集手続きを10月26日から開始しました。説明会を11月1日に実施し、ハウスメーカー5社及び建築設計事務所6社の参加がありました。年内には選定事業者を決定する予定です。本手続きをもってすべての災害公営住宅に係る建設業者選定されることになり、早期完成に向けて事業を進めていきます。

次に、環境保全課について報告します。

10月27日にカルチャーセンター大ホールにおいて「2018環境フォーラムinみふね」を開催し、来賓、一般参加と合わせて約280名が参加されました。講師に環境省事務次官森本英香氏をお迎えし、「未来に残す里地里山、ふるさとの森・里・川・海を次世代に」と題して、御講演をいただきました。また、御船中、御船高校生と町民の方によるパネルディスカッションでは、御船町の自然環境を守るための討論を行い、活発な論議が交わされました。今後地域環境保全と資源活用につなげていきます。

次に、学校教育課について報告します。

御船中学校のものづくり部を指導する顧問教諭が熱心な指導により成功、功績を挙げたとして、優秀教職員熊本県表彰を受賞することが決まりました。現在ものづくり部の生徒たちは昨年優勝した全国中学校創造ものづくりチャレンジコンテストに向け、真剣に部活動に取り組み、今月行われる九州大会と、さらにその先にある全国制覇を目指して頑張っています。

次に、社会教育課について報告します。

熊本地震で被災していた町民グラウンド、ゲートボール場は災害復旧工事のめどがつき、11月18日開催予定の第17回町民スポーツ大会から運用を開始します。

次に、11月17日に国立オリンピック記念青少年総合センターで開催される第40回少年の主張全国大会に御船中学校3年生の生徒が九州代表として出場します。これまでの練習の成果を遺憾なく発揮され、全国大会で健闘されることを願っています。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第62号 御船町長等の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第3、議案第62号、「御船町長等の給料の特例に関する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第62号、御船町長等の給料の特例に関する条例の制定について。

御船町長等の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。職員の非違行為に対し懲戒免職処分を行った。本件の監督責任を負い、御船町長等の給料を減額するため本条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） では、詳細説明を行います。議案書の2ページと3ページになります。

まず、提案理由にありましたとおり、職員の非行為に対してということではありますが、この件につきまして、去る11月5日全員協議会におきまして、概要や経過後について報告をさせていただきましたとおりであります。このことを受けまして、今回3ページに記載しておりますとおり、御船町長等の給料の特例に関する条例を提出しております。

内容につきましては、11月いっぱい、御船町長及び副町長の給料を10%削減して施行するというものであります。具体的な影響額等につきましては、議案等説明書の1ページになります。そこに影響額等を示しているところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 今回発生した給油カードの不正使用は、6日の新聞にも載りましたけれども、業者の指摘で発覚したということですがけれども、現状の公用車管理はどのようにされていますでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 現在の公用車の管理ということですがけれども、総務課で集中管理を行っております公用車につきましては、公用車の台帳と、それから給油カードを同時に職員に渡して仕事に、現場のほう等へ行ってもらっていたという状況であります。今回は、公用車を運転し、給油を行い、さらに運転台帳及び給油カードを持ったまま、自家用車に乗り替えて同じカードで給油を行ったということから、同じ日に同じ車に対して2回も給油がなされていたと。記録としては公用車に2回給油していたという状況がありました。

しかし、公用車の給油タンクの量ですとか、そういったものから判断すると、2回も給油するのは非常に不自然であるというところから、その数量についてちょっとおかしいのではないかという申し立てがありました。それによって、こちらとしても早速給油所に行って調査を行ったということになります。

そういうことから今回の件が発覚したという経緯であります。

○4番（中城峯雄君） 総務課で台帳をお作りになっているということですね。各車両ごとに、車両日報というのは作ってないのですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、先ほど申しました公用車台帳、これがその車両日報となるものであります。

○4番（中城峯雄君） そもそも総務課で一括で管理されていると、管理ができるわけがありません。私どもは各車両に車両日報を、毎日朝、運行始めに何キロと、終わったときに何キロと、今日は何キロ走りましたと、そういったことをやっているわけですよ、会社は。

今日は走行メーターが、走行キロは何キロですね。今日何リットル給油しましたと、そして大体それで割ると出ますので、そういったことをやっていますが、そこに大きな落とし穴といいますか、やはりあるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、中城議員がおっしゃったような内容で台帳には記載しております。出発日の走行距離が何キロで、帰った帰着後の走行距離が何キロで、その差がその1日の走行距離ということで、それを記録しております。さらに給油をした場合には、給油した数量をそこに、誰々が何リットル給油したという記録もその台帳には載せております。

○4番（中城峯雄君） それは、朝、運転される方が記入しているんですか。

○総務課長（吉本敏治君） まず公用車を使用するものが、事前に公用車の予約を行います。何々の用件で公用車何号車を使いたいと。そして、現場に行って、そして乗った当事者が、その終わっている記録を、何キロ走っているという記録を記入します。そして、当日走った走行距離を転記します。そしてモノメーターと最終的な距離をそこに記入して帰ってくるという流れになります。

○4番（中城峯雄君） そもそも何十台か、所有していませんけれども、総務課で管理が、チェックができるんですかね、現実的に。

○総務課長（吉本敏治君） 全部の公用車をすべて総務課で管理しているというわけではあり

ません。各課でリース契約を行ったりしながら、各課で持っている公用車もあります。各課で持っている公用車につきましては、原則給油店を指定しておりますので、そこに行つて職員がその公用車を持ち込んでいって、そして給油を行うということで、その給油カード等はこちらでは使っていないという状況です。ただ、集中管理をしておりました公用車につきましては、セルフスタンドでの給油を原則としておりましたものですから、給油カードをこちらで持っていたという状況でありました。

○4番（中城峯雄君） 現状をあまり追求するつもりはありません。ただ現状、採用された方が1年も経たないうちに12回もできたというのは、やはりすきがあるんですよ。これはわからんねと、たまたまでしょう。皆さんが管理して、それでわかったではないわけでしょう。業者の人が1日に2回給油しているね。それは不自然ということを提供されるから、やっぱり皆さん方が指摘を受けるといかんからですよ。業者の方の指摘で初めて発覚したのです。それがなかったら、ずっとわからないと思いますよ。だから、疑いがまだほかにもありませんかなということもあり得るわけですね。

だから、やはり私どもに言わせると、皆さん方は金の管理が甘い。これは町の税金だから、町のということで、そんなことではやはりいかんですよ。だから、そういったことで、これから、ではどのような運用管理をされようと思うのか、お尋ねします。

○総務課長（吉本敏治君） まず、やはり一番の原因は、公用車の台帳と給油カードを一緒にしていたということが一番の問題だったと思っています。職員がまさかという気持ちもありました。それが結果としては信用しすぎてしまったということになるのかもしれませんが、結果として、その台帳と給油カードを分離しております。給油カードにつきましては、事業所の協力を得まして、事業所で預かっていただく。そして、公用車を運転している者が給油をする必要があった場合には、職・氏名等を告げて、所属課を告げて、そして公用車の車両番号を告げて、その給油カードを使って給油をするということで、給油が終わりましたらまた事業所に、その給油カードをお返しをするということになりますので、そういった台帳と給油カードを、給油カードを職員個人が持たないという対策をとっております。

○4番（中城峯雄君） 皆さん方はやはり同じ職員だからということで、性善説でやっておられるのはわかります。でも、人はすきがあれば不正しようという気になるんです、誰でも。それと、ミスというのは必ず発生します。したがって、私がいつも言いますが、行政の内

部統制システムというのが、そういったものを全部マニュアル化して、どこでどうチェックするかというのがありますので、この前もありましたよね、議会にかけないのが。だから、そういったことが発生しないように、やはりもう一度業務の見直しをやったらどうでしょうか。これは提案です。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今、各課での管理、意見だったのですが、どこの課で何台管理しているのか、それを教えてもらっていいですか。

○総務課長（吉本敏治君） すみません、今その資料については、手元に持っておりません。

○6番（田上 忍君） 総務課長、それぐらい把握してないんですか。では、公用車は全体で何台ありますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、手元にありませんけれども、すべての公用車は何台というところまでも把握はできておりません。

○6番（田上 忍君） 町長、こんなのでいいんですか。

○町長（藤木正幸君） 相当台数、各課に振り分けておりますので、それを一度精査していきたく、みんなで共有できるように、今度課長会議で協議したいと思います。

○6番（田上 忍君） では、後でその台数を教えてください。

それと、あとは各課で、それぞれ管理しているということですが、その利用の手続きとか、総務課で今台帳を作ってやっているということだったのですが、ほかの課も同じようにやっているのですか。

○総務課長（吉本敏治君） ほかの課におきましても同様の管理台帳を作っております。それをもとに入庫記録をつけているということになります。

○6番（田上 忍君） では、そこは総務課長が全部把握しているということによろしいですね。

○総務課長（吉本敏治君） 総務課で集中管理しております台帳については総務課の手元に置いておりますが、各課の予算等で配置をしました公用車については、各課で管理を行っております。

○6番（田上 忍君） あと、今後再発防止策ということで、今総務課長から報告があったんですが、それについては、総務課以外、ほかで管理している公用車についても、すべて同様ということでもいいですか。

○総務課長（吉本敏治君） 総務課の分だけが、セルフの給油所を使っていたという部分もありますので、そういったカードを自由に持っていたということはありますけれども、各課におきましては、そのカードを手元に持っているということではありません。

○6番（田上 忍君） 再発防止策ということでは、総務課がそうやるなら、ほかの課もすべて同じようにやったほうがいいのではないですか。どうしてそれぞれ各課に任せるのですか。それが本当に再発防止策となるのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 各課で管理しております公用車につきましては、給油所へ公用車を持って行って、その場で給油をして、サインをして、後ほど請求をもらうという形になっておりますので、自分が勝手に自家用車に給油をできるとか、そういった状況にはありません。これまでもです。今後、集中管理していた車がそれぞれに給油カードを、セルフでするものですから、自分で持って行って、公用車に給油をして帰ってくるというシステムをとっていたわけです。ですから、このカードはもう完全に分離をして、公用車でなければ入れることができないという状況にしたということでもあります。

○6番（田上 忍君） 今回、建設課関係ということで処分を受けていますけれども、いわゆる建設課が管理している公用車についてもちゃんとそうやって行える状況であったと。そして、総務課に関してはそうではなかったということ。ということは、今回処分の内容は議会には報告されていませんけれども、全協では報告されておりますけれども、建設課長だけが重いというのは、何かしら腑に落ちない気がしますが。

○総務課長（吉本敏治君） 今回処分を受けた経緯につきましては、不正の給油と同時に、35日間ほどの無断欠勤も行われていたということもあります。そういったところから、倫理条例審査委員会では判断されたものと思っております。

○11番（沖 徹信君） 給油カードは町の何になりますか。取り扱い上は、町のどういう形になりますか。

○総務課長（吉本敏治君） カードにつきましては、給油をすることができるカードとなりますので、一応現金の特性を持っているものと思っております。そういう意味からすると、それも1つの財産になると思っております。

○11番（沖 徹信君） 御船町の財産の1つですね。それを事業所に預けておくということは、問題ないわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） 確かにその分についても検討しましたがけれども、これは事業所を

信頼し、その事業所に預かっていただくということで了解を得ているところであります。

○11番（沖 徹信君） 事業所を信じているではなくて、それを事業所に預けるということで、町としては問題ではないんですか。町の財産でしょう。

○総務課長（吉本敏治君） そのカードそのものは、その給油所が発行しましたカードでもありますので、その給油所において責任持って管理していただきたいと考えております。

○11番（沖 徹信君） ということは、今まで職員を信じてやっていた。今度は事業所を信じてやる。何も変わりはないのです。どういうふうに改革したという、そういうことは一切ないじゃないの。

○総務課長（吉本敏治君） 確かにおっしゃるとおり、職員であろうと事業所の方であろうということにはなろうかと思しますので、もう一度その辺についての協議あるいは文書での取り交わし、そういったものを提供していきたいと思えます。

○11番（沖 徹信君） いろんなことが問題になるようなことが多々ありますけれども、いろんなことによって、そのどういうことで起きたという説明責任です、そこら辺は文書化して皆さんに渡すわけでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） この案件につきましては、先ほど申しましたように11月5日の全員協議会で報告をさせていただきました。文書として議員にお渡しをするという予定はありません。

○11番（沖 徹信君） いろんなことに対しても、公文書扱いとか、いろんなことについて、今までの説明責任は果たされないことが非常に多いと思えますけれども、そこら辺はどう感じられているのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 各課でさまざまな行政事務を行っておりますので、皆さんからお尋ねがあったときには、その場で、各課において来庁者等への説明は十分行っていると思っております。

○11番（沖 徹信君） そのときの説明の中で文書化してくれと言うた場合には、それはできないわけですか。それでないと、後から、「いや、私は説明しました」「私の課では、こういう形で説明しました」と、「いいえ、私は聞いていません」と、そこら辺の水掛け論になるという形になると思えますけれども、そういう中で、やはり住民が説明を求めた場合に、固有名詞等があれば、そこはこれでも構いませんけれども、やはりそうした説明責任は果たすべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 窓口等で説明をする際に、新たに職員が説明用の資料を作って説明をするということもあるかもしれませんが、基本的には行政内部である文書、行政文書です、決裁等も含めての行政文書が既に存在しているものについては、情報公開条例に基づく取り扱いになると思います。職員が自ら文書化してこうですということであるのも、中にはあるかもしれませんが、それへの時間がかかりますので、口頭で説明するのが通常の一般的なやり方だと思っています。

また、行政内部で作成した文書につきましては、情報公開条例に基づいて開示請求等もできることとなっております。

○11番（沖 徹信君） それでは、口頭で説明したときに、後でいろんなトラブルがあるということはお考えですか。そのときの対策としては、どんなことをやられますか。

○総務課長（吉本敏治君） 具体的にそういったトラブル、おそらく言ったのか言わないのか、聞いたのか聞いてないのかということになるかと思いますが、そこは本人等を目の前にして説明を行いますので、そういったことは職員の中で十分に説明をしてもらっていると思っています。

○11番（沖 徹信君） それはそのときは1対1、または職員の方は何名か来られる、そこら辺で言った言わないということは必ず出ますよ。文書として残して、両方1通ずつ持っておくのが当然だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） そういったことも考えられなくはないとは思いますが、原則、既にある行政文書が開示の対象となりますけれども、その場で作る文書等については、その対象にはならないと思いますが、できるだけ丁寧な説明をします。そして、認識をもらおうと、お互いがそういうことをするというように努めるのがまず最初にやるべきことだろうと思っています。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、結局先ほどの課長の説明では、これの再発防止策についてはまだ今から検討するという返答されたら受け止めましたが、いかがですか。

○総務課長（吉本敏治君） 先ほど申しましたように、台帳と給油カードを分離すると。給油カードは職員の手元には渡らないようにするというので、一定の防止策にはなると思いますが、先ほど沖議員からもありましたとおり、では果たして事業所がそのカードを使わないかという保証はないと思います。そこはしっかりと今後協議並びに文書等での

取り交わし等、そういったものを検討していきたいということでもあります。

○3番（岩永宏介君）　そうですね、私もそこを、カードを別々にするということがどういことかなというのを考えておったんですが、結局はやはり業者に預けるということについて非常に引っ掛かりがありました。そこを、例えばそういうのを前提にして、この再発防止策は協議したとおっしゃったのですが、どのあたりでどれぐらいの熟議といたしますか審議がなされたのか、そのあたりを教えてください。

○総務課長（吉本敏治君）　給油の事業所もこのことを受けて、多分役場からも相談に来られるのではないかとすることは想像しておられたようです。ですから、今までは役場で預かって管理をしていたんですけども、いったんはそれを分離して、例えば給油カードを金庫等に入れて管理をしようかということも考えたんですけども、公用車ですので必ずどこかで給油が必要になります。そうすると、いずれかの段階で職員の手に移るといことになりますので、職員の手に移らないようにするにはどうしたらいいかということとで事業所と協議をしたということでもあります。

○3番（岩永宏介君）　私が申し上げたのは、どれぐらいのそういう話し合いといたしますか、大体どの程度の人がどういう人が集まってきて、例えば総務課だけでやったとか、どれぐらいの知恵を出し合って、そういう防止策を考えたかということなんです。だから、そこがやはり一番大事だと思うんですよ。今後のことも進めていく中で、いろんなことも含めて、やはり職員で、これは本当に大きな問題ですよ。大きな問題ですので、そのあたりをやはり次には再発防止、絶対に出さないという決意といたしますか、そういうのがないことには、そして現場に周知させることが必要なんです。そのあたりをどの程度考えて今回の防止策を考えられたのか、メンバーです、早い話が。そして回数です。

○総務課長（吉本敏治君）　まず事業所に相談に行ったのは、総務課から相談に行っております。これは1回限りでそういった話をしてきたということになります。

○3番（岩永宏介君）　だから、非常にやはり今の回答では納得しないわけですよ。だから、もうちょっと全庁で、職員全員がやはりこういうのを反省する気持ちといたしますか、そうしないと、町長もそれで納得するはずは、私はないと思うんですよ。だから、町長にも、そのあたりを言っておきたいんですが、やはり指導をしてほしいと。そして職員全体に、非常勤も含めてきちんと周知徹底して再発を防止するという決意が考えられないですよ。伝わってこない。そのあたりで、やはり課長は課長で、自分の部下についてはきちんとそ

ういうのは、今までなかったかどうかも含めて、やはりすべきと思いますね。

だから、どこかでもちょっとしたチェック体制を築かないことには、また私は起きるのではないかなと思いますので、ぜひそこを知恵を出し合ってください、ぜひお願いしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） ありがとうございます。一昨日処分をいたしました。今度から全庁挙げてこのことについての問題提起が出ましたので、協議をしてみたいと思います。このことを、給油カードのことだけではなくて、まだほかにも出てくると思います。今後全庁挙げてコンプライアンス問題の研修会もします。それと同時に、コンプライアンス等ともどもこういったものに対しても話し合いの場をやっていきたいと考えておりますので、また御協力をお願いしたいと思います。

○2番（森田優二君） 今、コンプライアンス研修会をやるということですので、私もこのことはずっと言ってきました。やはり職員の方も法律を守るということに甘いところがあると思っております。

それと、1つだけ確認ですけれども、給油カードを使ったときに伝票が出ると思うんです。その伝票管理はどういうふうにされておりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 給油カードを入れて領収書というものが、レシートが発行されます。それを持って帰ってきて裏貼りという方式をとっています。

○2番（森田優二君） それでは、最終的にそのレシートと、向こうから給油カードを使ったデータが出ると思います。その確認は毎月しておられましたか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、これは今行っております。正確には、平成30年度からその作業は行っております。ただ平成29年度については、そこまで行っていなかったように思っております。

○2番（森田優二君） 一番の問題はそこだと思います。カードはまだ現在は手軽に誰が使っても、カードは必ずカードの使用データが出てきます。それと、もらってきた伝票が合わない絶対いけないわけですから、それを平成29年度はしてなかったということですので、その以前もしてなかったと思います。いつからカードを使いよるのかわかりませんが。最終的にはその確認、それと日報との確認、この3つをすれば大体不正は防げたと思います。そこは平成30年度からやっているということですが、これは絶対しなければならない問題だと思っております。それを含めて、やはりコンプライアンス研修会、ぜ

ひともやってほしいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 課長、先ほどの各課の台数をですね、よろしかったら。

○総務課長（吉本敏治君） 平成30年度におきます公用車につきましては、全部で89台、これには積載車が35台、これは除いて89台です。

○6番（田上 忍君） かなりな数がありますけれども、それぐらいの数等の件数は知りたかったのですが、それは置いておいて、再発防止策を考えるに当たって、これを出すために集まったメンバーというか、一緒に検討したメンバーというのは、どの方がいて、そして何回ぐらい会議をやったのですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは先ほど言いましたけれども、総務課の職員と事業所で1回行っています。

○6番（田上 忍君） だからさっき、軽くどの課に公用車があるのかと聞いたのですが、その公用車を持っている課の課長を全部集めてやるべきではなかったのではないかと思うんですけど、総務課だけで考えて、それは総務課だけの考えでありますか。何で総務課と業者間で、それでいいのか、そのあたりのことが。もっと役場内で何とかできるような方策というものを、いろんな課長が、そうやって公用車を扱っている課長が参加すればいい案が出てくるのではないかと思ったんですけれども。何でしなかったのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 各課で公用車を持っているのは事実でありますので、この案件が発生しまして、まず課長会議の中でこの案件についての報告をしております。総務課ももちろんですけれども、各課で持っている公用車についても、このようなことがないようにということで、再度その管理徹底は課長会議の中で行っております。

○6番（田上 忍君） もう一度再発防止策を考えられるということですので、公用車を預かっている課長も含めていろんな意見を取り集めて、そしていい策を考えてもらいたいと思います。

○10番（田中隆敏君） 確認なんですけれども、公用車が、職員の方が使われる公用車と、それと35台の積載車があります。以前消防詰所にガソリンを余分に保管しながら、いざというときに使えるような形で給油タンクに取って詰所の中で保管していたら、盗まれたのか、何だったかということで、以前そういう話を聞きましたので、確認をしたら、総務課長だったかな、そういうことは確認していないという話だった。けども、今現在は詰所はあ

りません。ではいざというときに、車が来て油が足りないから、ガソリンスタンドに行ってこいと、そういう形になっているのか。誰か班長が事前にそのタンク15リットル、20リットルのそういうので自宅で保管をしているのか。どういう管理体制にその点はなっていますか、総務課長。

○総務課長（吉本敏治君） 積載車の管理につきましては、各分団、各班にお願いをしております。どの班もおよそ1週間に1回程度車の調子を含めて点検を行っております。あるいはポンプの水を出したりとか、そういう作業は各班において行ってもらっておりますので、ガソリンが不足しているときには、その際に給油をしていただいていると思っております。その分の請求書がこちらにも上がってきておりますので、そういう管理を今行ってもらっております。

○10番（田中隆敏君） ということは、1台1台が分団によって、分団で統括して、その班の中の分団の中の班の積載車を、そういう給油をする、または報告で総務課に給油した料金の部分を請求するとか、どういう体制にしているのですか、今現在は。

○総務課長（吉本敏治君） それは、給油所から何分団の何班の分ということで請求をいただいているということになります。

○10番（田中隆敏君） それは、一括した給油所でやるのか、それぞれの地域にある給油所でやるのか。大抵何給油所ぐらいに区切られているのですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは1カ所ではありませんけれども、何カ所で行っているのかというところまでは、今手元に資料がありませんのでわかりません。また後ほど確認をしたいと思います。

○10番（田中隆敏君） それはそういう形で、適切に行われているのであれば問題ないと思います。これから先、そういうことも含めて、そういう給油、ガソリン、そういう取り扱いの部分を慎重にやっていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、「御船町長等の給料の特例に関する条例の制定について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第63号 財産の取得について

○議長（田端幸治君） 日程第4、議案第63号、「財産の取得について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第63号、財産の取得について。御船町一丁目二期地区災害公営住宅の買い取りについて、次のとおり財産取得契約を締結する。

提案理由。不動産の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第63号について、内容の説明を行います。

まず、財産の取得について、この財産の名称です。御船町一丁目（Ⅱ期）地区災害公営住宅です。買い取りの理由につきましては、熊本地震により被災し、自力での住宅の確保が困難な被災者のため、完成した災害公営住宅を買い取るものであります。

財産の所在地につきましては、御船町大字辺田見地内。契約金額が3億6,708万5,200円。契約の相手方につきましては、熊本市南区所在の積水ハウス株式会社熊本支店であります。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） 何点か御質問いたします。

まず、今回の買い取り、売買間契約なんですが、前回URのときは、本来の工事、URが建設業者と契約した契約のお金よりも2割上乘せした上で売買仮契約がなされて、議会に提出されました。今回は、このように2割上乘せとかいうのはあるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回提案しております契約金額の中には2割の割増分は含まれて

はおりません。

○5番（福永 啓君） 前回の議会の説明では、2割上乘せして仮契約する理由といたしまして、このように非常の際に価格の上昇ですとか、外部からの労働者の雇い入れが不可欠になったとか、やむを得ない事情が生じる恐れがある。それによって一回一回変更契約を議会においてしていれば、これによって工事の進捗が遅れることになる。ですので、最初に2割乗せておいて、そして一番最後に正式な契約をするとしたが、一日も早い災害公営住宅の建設につながるということで、2割を乗せていただいたと大体記憶しております、概要は。

そしたら、今回はなぜ2割乗せなくて、直接の価格で受けられるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回から民間の買い取りの制ということになります。直接町と建築業者との売買契約という形式になります。この民間買取型については、今回の選定事業者でありますハウスメーカーが、常時使われているような一定規格品あたりの供給の体制、それから、施工体制についても、これも含んだところで、今回、業者からも提案がっております。その辺を事業者選定委員会で審査をしていただいて、今回の業者が決定をしております。

よって、今回民間の提案、あくまでも提案額であって、それでできますという、あくまでも提案額であります。ただし、法令の変更それから提案内容による町からの特段の指示がない限り、変更は生じる可能性はないということで考えております。

今回、この説明資料書の3ページに、提案書の第5条、第6条、ここに今私が説明したようなものが記述されております。よって、今回民間買取型につきましては、この規定に沿って今後動いていくというものになります。

○5番（福永 啓君） 基本的にURのときも必要不可欠な場合、やむを得ない場合のみです。今のは一般の建設業者に発注しているわけですね。そしてそこで建ててもらったものを町に売るわけです。いわゆる仲介業者ではないのですけれども、そういう立場になっていますね。今回は、町が直接地主から土地を買うみたいな世界です、言ってしまう。物を買うわけですから、町が直接物を買うわけです。URを経由せずにとなっています。

ただ、ここの設計の変更が、5条、6条に対しましても、ほぼURと同じような条項にはなっているのかなと思います。ただ、URがその計画業者ですから請け負いで出しておりますよね。だから、工事をさせてもらうときにです。今回は、それを請け負いで出し

たものを買って、御船町に売るわけですね。今回は御船町は、これはどうなるのですか、請け負いになるのですか、売買ですか。そのあたりをちょっとお聞かせいただけますか。

○建設課長（野口壮一君）　今回は、この一丁目の二期については説明していますように、町と今回の業者との直接の売買契約ということになりますので、URは今、議員が説明されたように、URが発注をされて、それを完成したものを町に譲ってもらうという形です。民間の場合には、適用の法律として、宅地建物取引業が適用されると。URの場合には、町からの要請に従って建設して譲渡をするという規定になっております。ですので、URと発注業者間の間には、請負契約が成立するという内容になります。

○5番（福永 啓君）　例えば、ちょっと前に、そのURとかの議論もありました。大体、家を民間から私たちが買うときは、最初に契約したんですよ。それで請けたら、請け負けです。お金は上がらんということでした。ただ、公共事業の場合が、そのようにしてしまうと、公共事業によって、その会社の責によらない、例えば資材の高騰ですとか、その他環境の変化、その会社の責によらないことによって、環境の変化によって建設価格を上げざるを得ない場合は、そこはちゃんとお金を出しなさいよという指導が来てますよね。だけん、（受け負け）はいかんわけです、公共事業においては。でも、今の説明によりますと、ことは請負業務の公共事業によって、でも今回は売買なので、言ってしまうと、そぎゃんことはもう全然わかっている品物を買うわけです。わかっている品物を買うわけだから、例えば町から、ここをもうちょっとよくしてくれとか、最初に言うてないことを言うたらお金はかかるばってんが、それ以外のときには、まず売買だから、言ってしまうと請け負けもオーケーみたいな話になってしまうのか、なるようになってるのか。限りなく今後これがまた、これは一応仮契約ですので、上がることはないのかどうか、そのあたりは制度的になっているのか、あと1回確認をお願いします。

○建設課長（野口壮一君）　請け負けという言葉がどうかなと思うんですけども、やはり今議員が言われたように、URの場合には、本来だったら町が設計をして町が発注を、業者を入札をして契約をして、完成品をいただくという形です。それをURに代わってもらってやっていただいているという状況です。今回は、直接の売買契約ということですので、今回、もう何回も重複するかもしれませんが、あくまでもいわゆる提案業者からの提案額によって進められるということで、先ほど言いましたように契約書の第5条、6条

の規定に合わないものがなければ、そのままの買い取りだという形になります。

○5番（福永 啓君） このように、基本的に町の買い取りというのは、今までには町の公共事業では行ったことのない初めての形なんです。それを行ったことにより、価格です、これはURのときも初めてだったのですが、よりはるかに安く、しかも工期も短くなっております。これは大変いいことだと思うんです。逆に考えれば、このように大変いい方法ができたのに、何で最初に言わずにしたんだと。それはちょっと繰り返すようですけど、では最初からこのようなことをしておけば、もっと早く、もっといいものができたのではないか。そういう疑念も湧いてくる場所もあると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 以前は、議会の中でも説明をした経緯があると思います。震災直後の民間の建築事業者というのが個人住宅の再建に追われていて、とても受注の可能性が不透明であったということで、もう1つ、熊本県が受注をされて建築をされる直接建設方式というものを採用している自治体もあります。ただし、県から、もうマンパワー不足で受諾が困難という回答が来ております。

そのことで、東日本の大震災のときの整備の実績を持つ国土交通省所管の、このUR機構を県から推奨をされたということで、このURからの買い取りの方式を採用せざるを得なかったということで、当町もURとの基本協定を結んで進めてきたという経緯であります。

平成30年度に入り、大体民間の建築業者も対応が可能な動きが見えてきたということで、御船町においては、古閑迫一丁目の一期以外については、民間で進めようというほうに方向転換をして今進めているところであります。

○町長（藤木正幸君） 補足したいと思います。

皆さん方、思い出してください。災害直後の状況をです。災害公営住宅を建てなければいけないということがわかってきました。そのときに町の体制といたしましては、維持管理係でしょうという形なんですけど、災害公営住宅を建てる人がいなかった。誰も職員がなかった。建築士もいなかった、設計士もいなかった、という状況の中において、災害公営住宅を早く建てなさいという制度が決まった。では、どうしようとなったときに、人がいなくてどうしようもないというところで、私たちは熊本県にお願いをした。しかし、熊本県はもう手がいっぱい、熊本県も受け入れませんと。では、熊本県でできなかった

らどこがありますかとなったときに、UR機構がありますという形で、そこでUR機構というのが出てきました。ということで、各自治体が一斉にURに飛びついたということです。

URが何でURかといったら、URは御船町の職員がしなければいけない仕事をURがすべてしてくれると。土地の交渉から設計、施工、そういった町の役場が行わなければいけない諸書類、そういったものもすべてURが作成してくれるということで、御船町の職員がしなくてはいけないことをすべてURがしてくれたということで、初期段階はそのURが本当に一生懸命御船町に入って頑張っていたということなのです。

その中において、URがある程度初期の方をしました。そこで私たちは建設課に住宅係というのを作りました。ここに4名体制で今職員を張り付けています。URがしていることと、今張り付けた4名がしていることは一緒です。ところが今やっとな手が回るようになって、この4名が災害公営住宅の建設に入っているということです。基本は、いち早く町民に住宅を提供するというので、最良の方法を選んだ結果、こういう形になっています。

○5番（福永 啓君） 今回、前回よりも坪当たり数十万円安くなっている。しかも、UR一期工事よりも早く進んでしまうという。これはそういうもろもろの条件が重なって、一期工事のところはそもそもまだ解体が進んでいませんから、そういうことがかかわって毎年迅速化が進んで、今回の契約については町民の一人としても、被災者の一人としても、実際歓迎すべき契約があります。

今後、今度小坂が出ますけど、木倉、旭町、そのあたりの公営住宅を建築する予定になっております。これも同じような形で今からは続けていかれるという、そういう考えでよろしいでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の11月議会の行政報告の中にも入れていましたように、今後は民間買取方式をすべて行ったところで、すべて提示をしております。やはり民間となれば金額の面それから工期の面で、その辺からかなりいい結果が得られているという状況ですので、このままで民間買取で進めたいということです。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） もう1回確認になりますけど、URのときに物価上昇率等を加味した金額は幾らだったのですか。

○建設課長（野口壮一君） 物価上昇率は、資材等の高騰、それから遠隔地からの労働者確保、それからその他ということで、1つのところに対応するというので、合計20%の枠でもたれたというところだったと思います。

今説明しましたように、URと、いわゆるURが発注した受注業者の中には、先ほどから言われています建設業法にのっとって事業を進めていくというものであって、いわゆる受注者の責めにならないものは変更と見らなければならないということで、この20%の枠を持ったところで、進めていったということです。少しでも上がれば、この場合、以前からの説明のように、議会を開いていただいて、その予算確保をしなければならないというものを解消するために、この20%枠でURとの契約を進めていくということです。

○6番（田上 忍君） まず、課長に、「何とかと思います」と言われたでしょう。自分からやっていることを思いますではなくて、断定してほしいなと思います。すべてですね。

そういう理由で、URのときには物価上昇率等を加味したと。今回は物価上昇率等を加味されていないと。加味されてなくても、もし、ではそうやって物価上昇したとか遠隔地からやはり必要があったとか、いろんな諸事情でやはりこの金額でできないよとなった場合はどうなるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど説明しましたように、今回の建築に係る物件等についての供給体制、それから施工体制というのを見極めたところで提案がなされております。ですので、遠隔地からの労働者というのは、民間の場合には対象にならないということになります。

先ほどの契約書の第5条、第6条で、ここで対応しなければならないということになれば、また今回の財産取得の変更が、議案として出して、変更額を御承認いただくという形になります。

○6番（田上 忍君） すると、URのときにいろいろ議論があつて、そういう変更契約等をやると工期が遅れるという。だから、最初から乗せておくという理由だったんですけども、何か、早く完成させたいというのが一番の目標だったのでしょうか。逆に言うと、では何で今回そうやって加味しなくていいんですか。もう変更契約はないと、ほとんどないと思っていいいわけですか。

○建設課長（野口壮一君） いわゆる事業者選定の委員会で選定された業者を町に答申を受けて、最終決定で業者を指定するわけですが、そこから、基本協定を結んで、その中で、今

回の提案業者と町との中で、いろいろな詳細な内容について詰めてきました。そこで、ある程度町側からの意向もあれば、そこで業者にもお話をしてきた経緯もありますので、基本、今のところ変更は生じないと。しかし、第5条、第6条の規定によるものがあれば、ここで変更が出てくると考えています。

○6番（田上 忍君） さっき言ったように、基本的に工期を最優先するということだったのですよね。ということで、URは加味してあったと。どうして、だからURはそうやって加味して、今回は乗せなくていいのですか。工期は大体もう守れるという見込みということですか。

○建設課長（野口壮一君） 一丁目のⅡ期地区については、募集要項の中にも、平成30年の10月下旬を最初は町は想定をしておりました。今回、UR側から、業者からの引き渡しが来年の4月末には引き渡しができますよというところになっております。自分たちが計画していた工程よりも大分早く引き渡しができるというものもありまして、先ほどから何回も言いますが、この第5条、6条のことに抵触しない限りは変更はないということで進めていきたいと思えます。

○6番（田上 忍君） では、質問を変えます。

今回坪単価65万円がいいと、そしてURのときは146万円と、いわゆる2割以上違うわけです。その完成した家というのは、それだけURはやはりその2倍の価値があるということですか、どうなのですか。同じものができるということですか。

○建設課長（野口壮一君） URについては、先ほども説明しました公共単価それから建設物価等の資材等の単価を用いたところで、公共の建築基準に、積算基準に従って積算した上で、発注をしていると。今回の民間については、あくまでも業者からの提案額ということになりますので、提案内容を見ても、さほど変わりはないという内容になっております。

○6番（田上 忍君） とにかく一言でいいんですけど、要は65万円の家と146万円の家、ほとんど同じということで認識していいんですか。

○建設課長（野口壮一君） URそれから民間の事業の買い取りの中身の仕様についても、変わりばえがあんまりありませんので、変わりばえがないということで考えていただいています。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで、11時30分まで休憩をしたいと思います。

[「はい」と呼ぶ者あり]

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第64号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第5、議案第64号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第64号、工事請負変更契約の締結について。災害関連地域防災がけ崩れ対策（上野④）工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） では、内容の説明を行います。議案書の5ページとなります。議案第64号です。

まず、工事名ですが、災害関連地域防災がけ崩れ対策（上野④）工事であります。

変更内容につきましては、本設計におきまして、遠隔地からの労働者確保に要する費

用が発生することによる増額となります。

工事場所は、大字上野地内です。

当初契約額が3,730万3,200円です。変更契約額が438万9,817円の増額となります。変更後の契約額が4,169万3,017円であります。

契約の相手方につきましては、大字七滝、有限会社井本土木建設であります。

説明資料の13から14ページにそれぞれ位置図と平面図を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） ここで言う遠隔地という定義を教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 地域外からの労働者確保に関する定義として、いわゆる労働者不足を解消するために手当が要るのですが、会社から現場までの距離が30キロ、それから所要時間が60分以上を超える労働者を確保する場合のものになります。

○6番（田上 忍君） ということで、遠隔地からということで、その業者からそれなりの文書が来たと思うんですが、それについては、精査はやっているのですか。

○建設課長（野口壮一君） すべてこの遠隔地からの労働者確保については領収書が必要になります。それを1枚1枚チェックして積み上げた額をもとに変更契約という形になります。

○6番（田上 忍君） その領収書は何をチェックするのですか。

○建設課長（野口壮一君） 高速道路であれば高速代の料金、それから、民間の借家を借りられればその賃借料の領収書、それから、帰省の旅費に係る分も見られます。その分に係った費用の領収書等が対処することになります。

○6番（田上 忍君） 今、帰省ということ、ちょっと帰省について教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 今回の労働者確保の、今回議案となっておりますところは、合計7名の労働者確保に係る分になっています。そのうちの3名が鹿児島県の種子島から来ていらっしゃる方です。そのときの帰省に係る交通等の旅費の領収書という確認はしております。

○6番（田上 忍君） そういう帰省というのは、例えば1カ月に1回いいよとか3カ月に1回いいよとか、そういう規定もあるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の分については、1カ月に1回で帰省がされております。大

体、皆さん1カ月に1回ぐらいの割合で帰省されているというのがあります。

○6番（田上 忍君） それはどこかで規定があるのですか。1カ月に1回帰省していいというような。

○建設課長（野口壮一君） 今労働者確保に関する費用の運用ということで、いわゆる募集及び解散それからそういう帰省に係る分ということで規定がされております。ちょっと1回の規定であるかというのは、私の記憶はないのですが、大体1カ月に1回ぐらいずつ、今のところ、ほかのところで遠いところから来ておられる方については、帰っていらっしゃるという実態であります。

○6番（田上 忍君） 課長がその規定を知らないというのはチェックできないではないですか。月1回いいよとか規定になっているから、1回分まではオーケーとか、そういう手続きではないのですか。知らないで済まされるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 手元に資料があるんですけど、この回数は今のところ記述がありませんので、後でお答え申します。

○議長（田端幸治君） ほかに。

○6番（田上 忍君） だから、私が言いたいのは、ちゃんと課長は規定を把握してちゃんとチェックしている、だからオーケーよということを僕は知りたかったのですよ。だからそこまで、担当者がやっているんですか、課長がそれを最終決定やっているのですか。担当者がやって、オーケーだったらオーケーですか。

○建設課長（野口壮一君） 担当で領収書との突合を全部チェックマークが付いて上に上がってくるという形になります。最終的には、私たちも決裁を受けますので、ここで認めているという形になります。

○6番（田上 忍君） では、担当者がそういう規定はちゃんと把握して、チェックはやっているということですか。間違いなく、いいですか。

○建設課長（野口壮一君） 担当者が規定どおりに従ってチェックをやっているということに間違いはありません。

○6番（田上 忍君） 課長もちゃんとそこは、そういう決まり事はちゃんと把握しておいてほしいと思います。ほかのことについても同様です。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第65号 町道の路線認定について

○議長（田端幸治君） 日程第6、議案第65号、「町道の路線認定について」を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第65号、町道の路線認定について。道路法第8条第2項の規定により次のとおり町道路線を認定する。

提案理由。町道の路線認定については、道路法第8条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 内容について御説明いたします。

議案第65号です。町道の路線認定でありますけれども、路線番号が第370号から第373号までの4路線になります。路線名としまして、上野吉無田インター1号線から4号線までの4路線となります。詳細につきましては、議案説明書の15ページを御覧いただきたいと思っております。議案等説明書の15ページに1号から4号までを平面図に図示をしております。赤く塗られた部分であります。その4本について今回町道として認定したいので、今回提出をするものであります。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、「町道の路線認定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 陳情第4号 水越粒麦地区水道衛生環境改善に向けての陳情について

○議長（田端幸治君） 日程第7、陳情第4号、「水越粒麦地区水道衛生環境改善に向けての陳情について」を議題とします。

福永産業厚生副常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任副委員長（福永 啓君） 陳情第4号、陳情書、水越粒麦地区水道衛生環境改善に向けての陳情についての審査報告をいたします。塚本委員長の指名により副委員長が代理報告いたします。

陳情第4号、水越粒麦地区水道衛生環境改善に向けての陳情について。平成30年10月24日午後1時30分より議会審議会室において産業厚生常任委員6名、執行部から緒方環境保全課長、松崎環境衛生係長並びに立村水道係長の3名が出席し、松崎環境衛生係長を書記に指名し審議を行いました。

初めに陳情第4号について、執行部から現状の説明と陳情者から現状と陳情の趣旨について説明を受け、その後に現地調査を行いました。現地においては、沢の水を引き込む取水口、砂ろ過施設及びろ過した水をためる貯水槽の確認を行いました。現地確認の後、再度議会審議会室において各委員より意見を求めました。

意見として、浄水施設を設置した場合、費用がどの程度かかるのか、どのような施策が迅速かつ効率・安全にできるか。上水道、田畑水源から引いた場合、水源の水量は足りるのか。水道事業に取り組んだ場合、国補助はあるのか、また県補助はあるのか。地区水道の布設整備補助はあるのか。浄水システムを整備した場合、設置した場合、浄水場を設置した場合など、どのような方式がよいのか、執行部側で調査し、資料等により委員会で協議する必要がある。地域に対しては、安心した水を提供できるのかを検討す

る必要がある、などが意見として出ました。

審議の結果、陳情第4号、水越粒麦地区水道衛生環境改善に向けての陳情につきましては継続審査と決しました。本議会においても、委員長の報告どおり御承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

福永副委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、「水越粒麦地区水道衛生環境改善に向けての陳情について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査と決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 陳情第5号 水越馬立赤松地区水道衛生環境改善に向けての陳情について

○議長（田端幸治君） 日程第8、陳情第5号、「水越馬立赤松地区水道衛生環境改善に向けての陳情について」を議題とします。

福永産業厚生副常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任副委員長（福永 啓君） 陳情第5号、陳情書、水越馬立赤松地区水道衛生環境改善に向けての陳情についての審査報告をいたします。塚本委員長の指名により副委員長が代理報告いたします。

陳情第5号、水越馬立赤松地区水道衛生環境改善に向けての陳情について。平成30年10月24日午後1時30分より議会審議会室において産業厚生常任委員6名、執行部から緒方環境保全課長、松崎環境衛生係長並びに立村水道係長の3名が出席し、松崎環境衛生係長

を書記に指名し審議を行いました。

初めに、陳情第5号について執行部から現状の説明と、陳情者から現状と陳情の趣旨についての説明を受け、その後に現地調査を行いました。現地においては、沢の水を引き込む着水槽、着水槽からためる貯水槽の確認を行いました。現地確認の後、再度議会審議会室において各委員より意見を求めました。

意見として、浄水施設を設置した場合、費用はどの程度かかるのか。どのような施策が迅速かつ効率・安全にできるとおもうのか。浄水場、田畑水源から引いた場合、水源の水量は足りるのか。水道事業に取り組んだ場合、国の補助はあるのか、また県の補助はあるのか。水道施設整備補助はあるのか。浄水システムを設置した場合、上水道を設置した場合など、どのような方式がよいのか、執行部側で調査し、資料等により委員会で協議をする必要がある。地域に対しては、安心した水を提供できるのかを検討する必要がある、などが意見として出ました。

審議の結果、陳情第5号、水越馬立赤松地区水道衛生環境改善に向けての陳情につきましては、継続審査と決しました。本会議におきましても、委員長報告どおり御承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

福永副委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

反対の討論から受けます。反対討論はありますか。

次に、賛成の討論を受けます。賛成討論。

○1番（清水 聖君） 反対とか賛成とか、そういう問題ではありませんが、とにかく言わせていただきます。

○議長（田端幸治君） 討論ですので、どちらかという、討論をお願いします。

○1番（清水 聖君） 平坦では上下水道も完備され、快適な暮らしをされています。山間のほうでは、ほとんど沢の水とか引いたりして、住民サービスの均衡をずっと訴えてまいりました。今高齢化になって水源地にも行けないような状態です。そして、いまだに風呂、コーヒー風呂といいますが、雨上がりには足形がつくほどの濁り水の中に入り、焼酎の水

割りをしてもコップの底には沈殿物があるような状態です。とにかく、こういう施設をずっと訴えてまいりましたけれども、なかなかそれが進みません。それで、継続は継続でいい、お金のことをずっと言われてきました。ここから引けば幾らかかる。こういった方法ですれば幾らかかると、根拠もない、計画もない、お金の試算だけを言われて、我慢してきたんですね。それを、継続わかります。継続でもいいです。しっかり調べて、そしていい答えを出していただきたい。そこを私は言うておきます。よろしくお願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに反対討論。

さらに、賛成討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） はい。これから、陳情第5号、「水越馬立赤松地区水道衛生環境改善に向けての陳情について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査と決定されました。

これで、平成30年度第8回御船町議会定例会11月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成30年度第8回御船町議会定例会11月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時55分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員